けんぽだより

2026年8月26日
富士車輌健康保険組合

令和7年度決算のお知らせ

経常収支は黒字となりました。

当健康保険組合の令和7年度決算が七月二十四日に開催されました組合会において承認決定されましたので、そのあらましをお知らせいたします。令和6年度は、経常収支が一一三五万六千円円の黒字でしたが、令和7年度も一五二九万七千円と黒字額が増加しました。

収入においては被保険者数が若干予算より少なかったものの、報酬月額は増え、保険料収入は前年比3．8％増加しました。支出においては、保険給付費が前年比14．3％増加したものの納付金9．3％、事務所費18．9％、保健事業費14．2％減少したことで支出総額は前年比で減少し、黒字額を確保しました。

令和7年度一般勘定での決算の収入は一億三三七六万五千円、支出は一億〇七三八万五千円になりました。収入の部では保険料収入一億二一三一万七千円、繰越金・別途積立金繰入一〇〇〇万円、国庫補助金収入一一三万二千円、雑収入一三〇万円、その他一万六千円となりました。支出の部では、保険給付費五六五〇万五千円、納付金三一六九万三千円、保健事業費八二九万一千円、事務所費八九二万五千円、その他一九七万一千円になりました。介護勘定での決算の収入は一三〇五万八千円に、支出は一一〇九万三千円になりました。

令和7年度一般勘定決算残金の二六三八万円、及び介護勘定決算残金の一九六万五千円は下記表の決算残金処分に基づき処分することになりました。

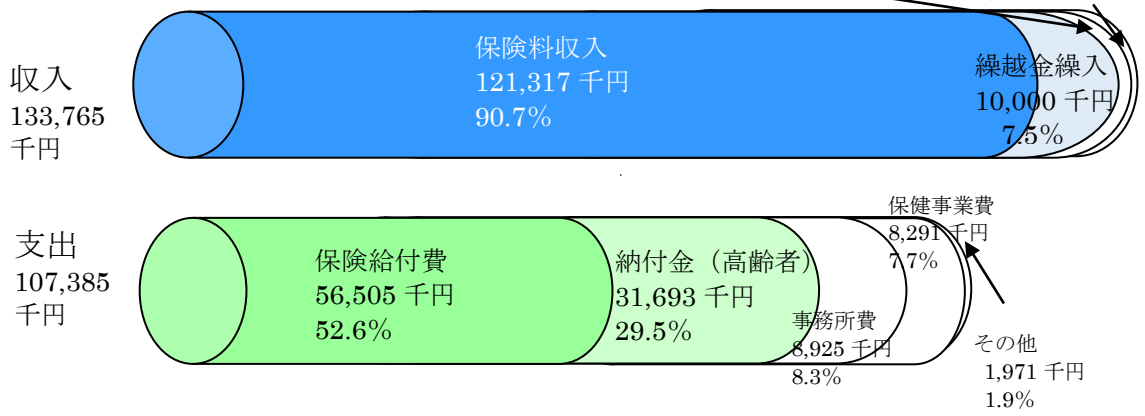
令和7年度は黒字額を確保したものの、保険給付金、納付金は年々増加しており大きな負担となっています。皆様には、更なる健康管理と健康づくり、後発医薬品の利用促進等医療費削減に御協力願います。

主な内容

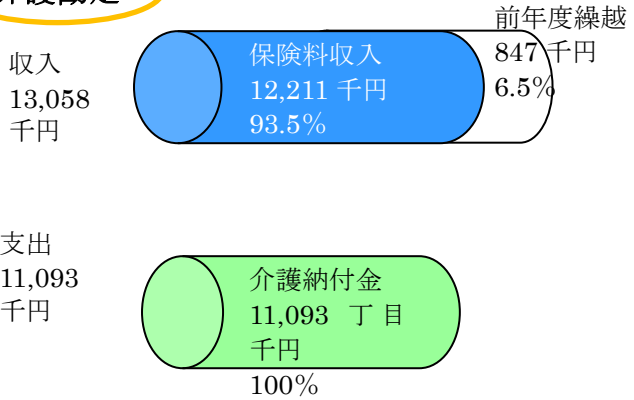
1．令和7年度の収入支出決算
2．特定健診の実施について
3．子宮頸がん検診・大腸がん検診・高額療養費制度改定・口腔検査等
4．被保険者証の検認を実施します

別添・ホームページ「けんぽからのお知らせ」をご参照
子宮頸がん検診のご案内（チラシ）・健康保険被保険者証検認届

一般勘定



介護勘定



決算残金処分

一般勘定	残金	26,380 千円
	財政調整事業繰越	11 千円
	次年度繰越	26,018 千円
	別途積立金	351 千円
介護勘定	残金	1,965 千円
	次年度繰越	1,965 千円

健康保険組合ホームページアドレス　https://www.fujisyaryo-kenpo.or.jp

特定健診（被扶養者対象）の実施について

本年度の特定健診の実施についてお知らせいたします。特定健診は、保険者（健康保険組合）に義務付けられており、満 40 歳以上の方は全員受診する必要があります。

被保険者の方は、会社の定期健診（事業主健診）もしくは健康保険組合の自動化健診（人間ドック）のいずれかを受診されておられるはずです。健診内容には特定健診の検査項目がすべて含まれていますので、健診結果を健保組合にご提供いただきます。改めて受診する必要はありません。

今回実施します特定健診は、令和８年４月１日現在の加入者で、今年度中に 40 歳以上 74 歳以下の年齢に達する**被扶養者（配偶者）**の方が対象となります。但し、健康保険組合の自動化健診（人間ドック）を受診された被扶養者の方は、健診内容に特定健診の検査項目がすべて含まれていますので、受診する必要はありません。

当健保組合は、被扶養者の方がお近くの医療機関で特定健診を受診できるよう、ウェルネス・コミュニケーションズ㈱（以下ウェルネスとします）に健康診断業務を委託しております。

７月中旬頃に、ウェルネスより直接、被扶養者の方宛に健康診断のご案内が送付されていると思いますので、まだ予約申し込みされていない方は、ぜひ健康診断を受診して下さい。

受診には健診予約センターでの事前予約が必要となります。予約方法は、電話の他に、便利なインターネット（パソコン・スマホ）もあります。同封の医療機関リストよりご希望の医療機関を選んで、ウェルネスの予約センターで予約をして下さい。健保組合では健診の予約はできません。

予約が完了しますと、ウェルネスより受診案内が送られてきますので、内容をご確認の上、受信日当日までに問診の回答をお願い致します。

受診日当日は直接医療機関へお越し頂き、健康診断を受診して下さい。

受診後、医療機関より直接、被扶養者の方宛に健康診断結果が送られます。また、同時に健診結果は健保組合にも提供されますのでご了承願います。

今回の健康診断は、強制ではありません。しかし、はじめのうちは自覚症状のほとんどないまま進行していく生活習慣病を予防するためにはライフスタイルの見直しが大切です。ご自身のため、ご家族のためにも、年に１度は健康診断を受けていただきますようお願いいたします。

健診概要

１．	健診機関	ウェルネス・コミュニケーションズ㈱が契約している全国の医療機関
２．	健診方法	ウェルネス・コミュニケーションズ㈱の予約センターで予約の上、受診する
３．	予約締切	令和９年２月 26 日まで（予約受付中）
４．	健診期間	令和９年３月 31 日まで（予約が必要です）
５．	健診項目	身体測定　腹囲測定　血圧測定　尿検査　医師診察　心電図　眼底検査　血液検査
６．	費　　用	無料（医療機関で特定健診項目以外のオプション項目を申込みされ、受診された場合は自己負担となります。また、ウェルネスではオプション項目の申込みはできません。）

特定健診についてのお尋ねは　077-582-8755　当健保組合までお願いします。

なお、被扶養者の方がパート勤務先等で定期健診（特定健診項目を含むもの）を受けられた場合、健診結果と質問票を健保組合にご提供いただければ、特定健診を受診する必要はありません。

富士車輌健康保険組合のホームページアドレス　https://www.fujisyaryo-kenpo.or.jp

子宮頸がん検診のご案内

令和８年度保健事業として、子宮頸がん検診を実施いたします。前年通り「メスプ細胞検査研究所」に委託して行いますが、申し込み締め切り日は 10 月 30 日（金）となっています。

富士車輌ポータルサイト　サイボウズ掲示板「健康保険組合からのお知らせ」もしくは富士車輌健康保険組合ホームページ「けんぽからのお知らせ」に「子宮頸がん検診のご案内」を掲載し、案内チラシを添付しますので、検診を受けておられない方は、この機会に受診されることをお勧めします。詳しくは上記チラシをご覧下さい。

大腸がん検診のご案内

令和８年度保健事業として、大腸がん検診を実施いたします。前年通り「メスプ細胞検査研究所」に委託して行います。

増え続ける大腸がんの早期発見のため、自動化健診（人間ドック）などで大腸がん検診受診が確認できない３５歳以上の被保険者の方に、大腸がん検診の器具を送付いたします。大腸がん検診は毎年受診することが推奨されている検査です。重症化して見つかることのないよう、自動化健診（人間ドック）を受診しておられない方は、受診されることをお勧めします。

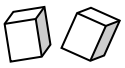
高額療養費制度改定のお知らせ

報道等で既にご承知の通り、８月から新たに「年間上限」が導入されます。詳細につきましては富士車輌健康保険組合ホームページの「こんなとき__医療費が高額になるとき」の内容を更新していますのでご参照くださいますようよろしくお願いいたします。

口腔検査&ブラッシング指導のご案内

すでにホームページ等でご案内していますが無料で指導を受けられます。現在、募集中ですのでご興味のある方はご連絡をお待ちしています。

富士車輌健康保険組合のホームページアドレス　https://www.fujisyaryo-kenpo.or.jp



被保険者証の検認を実施します

表題の件ですが、厚生労働省から、健康保険被保険者証の検認を毎年実施するよう通達されております。

つきましては、令和八年につきましては、九月に検認を実施いたします。

富士車輌ポータルサイト　サイボウズ掲示板内の**「健康保険組合からのお知らせ」**もしくは富士車輌健康保険組合ホームページ**「けんぽからのお知らせ」**に検認について掲載しますので、そこに添付した所定の用紙**「健康保険被保険者証検認届」**をプリントしていただき、被保険者の保険証記号・番号、被保険者氏名、住所、電話番号、及び被扶養者の氏名、被扶養者の資格条件を記入し、提出して下さい。その際、パート・アルバイトなど収入がある被扶養者につきましては収入証明書などの必要書類、別居されている場合は生活費の仕送り証明、学生の場合は学生証などの必要書類の提出もお願いいたします。

被保険者には被扶養者として届出されているご家族の資格条件を再度ご確認いただき、資格条件から外れる場合は、**「健康保険被扶養者異動届」**の提出をお願いいたします。「健康保険被扶養者異動届」は富士車輌健康保険組合ホームページの「申請書ダウンロード」・「健康保険の資格・適用に関する書式」に格納していますのでご利用ください。

（被扶養者の資格条件につきましては富士車輌健康保険組合ホームページの「健康保険のしくみ」・「健康保険に加入する人」・「家族：被扶養者」の欄をご参照ください。）

また、学校を卒業されるなど、就職される被扶養者をお持ちの被保険者につきましては、ご就職先の健康保険資格を取得されましたら5日以内にすみやかに、その届出をお願いいたします。

被保険者証の検認期間は九月七日から、九月十一日までの間とさせていただきます。

「健康保険被保険者証検認届」の用紙は職場ごと、または、個人で用紙の提出をお願いいたします。

前述の通り、「健康保険被保険者証検認届」に被扶養者の追加及び減少を記載されていましても、正規の届けにはなりませんので、被扶養者の変更がございましたら、事業主を通じて、「健康保険被扶養者異動届」の提出をお願いいたします。

なお、「健康保険被保険者証検認届」には個人情報が記載されています。個人情報の流出が心配な方につきましては、職場名と名前を記載した封筒等に入れ提出していただくようお願いいたします。

また、従来同様、被保険者証や資格確認書などへの検認印及び日付印の押印も廃止します。

必ず期日までに検認の手続きをしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

お願い

健康保険被保険者証の検認は、原則、10時～15時の間に行いますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

何卒ご協力よろしくお願い申し上げます。

検認期間：9月7日～11日（ご協力お願いします）

富士車輌健康保険組合